

守口市不妊検査・治療費助成事業の概要

1 助成対象

- (1) 法的に婚姻している夫婦であること
- (2) 夫婦ともに、検査開始日から申請日まで守口市に住所を有すること
- (3) 検査および治療開始時の妻の年齢が40歳未満であること

2 助成対象の不妊検査・治療

- (1) 不妊症の診断のために医師が必要と認めた一連の検査
- (2) 不妊治療の効果を確認するための検査など、治療の一環として行われる検査
- (3) 一般不妊治療（タイミング療法、ホルモン療法、人工授精）

3 助成内容

(1) 助成額

助成対象となる不妊検査・治療に係る自己負担額の合計金額の1/2
(100円未満切捨て。上限額5万円)

(2) 助成回数

1夫婦につき1回限り